

第11章 環境に対する市民意識と保全活動

1 公害苦情

公害に関する苦情は、市民生活に密着した問題であり、その法令等に基づく適切な処理は、市民の良好な生活環境を保全するため及び将来の公害紛争の未然防止を図るために重要です。

令和5年度中における公害苦情受付（処理）件数は25件で、種類別では大気8件、水質7件、騒音2件、悪臭1件、その他不法投棄等が7件となっています。（表11-1）

公害苦情以外の苦情としては、空き地の管理（草刈等）に関するものがあり、令和5年度は41件となっています。（表11-2）

寄せられる苦情は、法令等が適用されるものは少なく、また外国人世帯の増加などといった市民生活を取り巻く状況が複雑化していることもあり、市としても対応が難しい案件が増加しています。特に、家庭生活に起因する苦情については、近隣同士が配慮しあうことで解決するような事例が多く、第三者である市が介入することで逆にトラブルになるケースが見受けられます。日頃から近隣同士コミュニケーションを保つことが大切です。

（1）大気について

近年、住みよい生活環境への関心が高まったことや、新興住宅地の増加に伴い、ごみの野焼き・廃棄物焼却炉に対する苦情が多くなっています。廃棄物の焼却行為に対しては、法で禁止されているため、適切に処理をするよう指導しました。また、法の規制対象外とされている農業を営む上でやむを得ない焼却や軽微な焼却行為においても、行為を中止させる強制力はありませんが、近隣に配慮して焼却を行うよう注意を行いました。

（2）水質について

近年、市街地を流れる中小河川あるいは水路への

市民の関心が高まっており、河川水の異常などに対するものが多くなっています。内容としては、油の流出が発生し、県や消防と連携してオイル吸着マット等による迅速な処理及び原因究明と原因者への指導を行いました。そのほか事業排水による河川水の着色などの苦情がありましたが、水の着色自体に関しては法的に規制がないことから、発生元の排水処理設備等に異常がない限りは原因者への指導は困難であり、その対応には非常に苦慮しているところです。

（3）騒音・振動・悪臭について

事業所の活動等に起因するものに加え、家庭生活に起因するものも増えています。事業所の活動に起因する苦情については、調査の結果、悪臭や騒音が法の規制値以内であることや、そもそも規制の対象にあたらない事業所又は規制の地域外であることが多くあります。法の範囲内又は対象外である場合は、苦情が発生しているという理由で原因者に任意で対策をお願いすることしかできないために解決が難しく、解決できたとしても対応が長期間におよびます。

（4）その他（不法投棄等）について

不法投棄については、県が中心となり、警察や市と連携して監視パトロールや監視カメラにより防止活動を行っています。市においても啓発看板の設置や町内会への看板の提供、監視カメラの設置、監視パトロールの実施を行っています。不法投棄は重大な犯罪であり投棄者が特定されれば重い刑罰が科せられる場合があります。投棄者が特定されない場合、投棄物はその土地の所有者・管理者が処分しなければならないため、不法投棄されないよう、普段からの土地の管理も大切です。

表 11-1 年度別環境公害苦情受付(処理)件数の推移(件数)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大 気 (野外焼却)	24 (24)	18 (15)	17 (14)	15 (15)	12 (12)	23 (23)	28 (27)	57 (55)	8 (7)
水 質	19	20	16	19	15	14	7	13	7
騒 音	5	3	6	6	5	7	3	2	2
振 動	0	0	0	0	0	1	0	0	0
悪 臭	9	6	6	6	1	1	3	1	1
その他 (不法投棄)	23 (16)	16 (11)	24 (23)	28 (18)	16 (12)	18 (17)	2 (2)	1 (0)	7 (6)
合 計	80	63	69	74	49	64	43	74	25

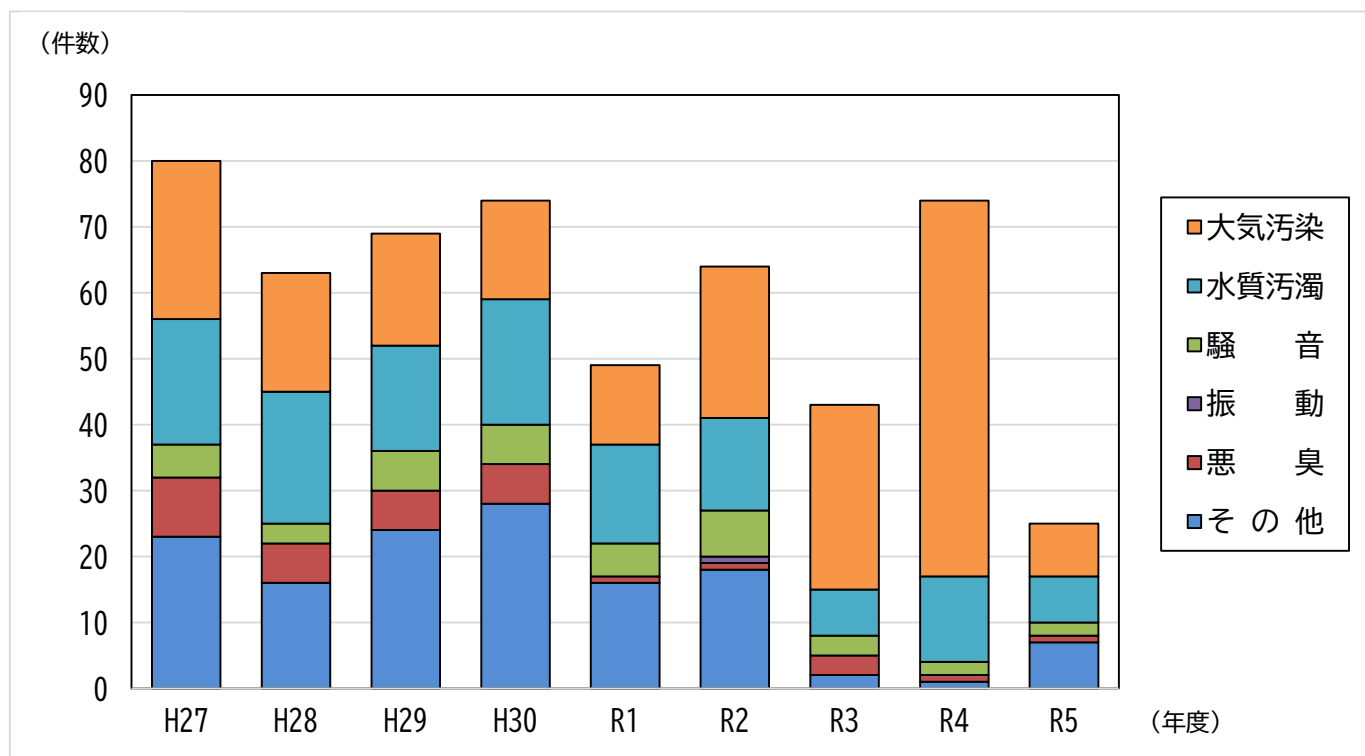


図 11-1 年度別環境苦情件数

表 11-2 空き地苦情処理件数（年度別件数）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
空き地 苦情件数	32	56	43	28	53	37	25	46	41